

## 山口県職員募集動画制作業務 仕様書

### 1 業務の目的

将来の県政を担う意欲ある多様な人材の確保に繋げるため、山口県職員の職務内容、やりがい、勤務環境等を効果的に紹介する動画を制作する。

### 2 業務の概要

山口県職員募集動画の制作に係る企画、現地撮影、編集等の一連の業務

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

### 4 映像の視聴・使用方法

- 本業務で制作する動画は、YouTube ショートに投稿し、スマートフォンやPC等での視聴を想定。
- 山口県人事委員会事務局（以下、委託者という）のSNS等に動画を掲載し発信するほか、就職説明会などで放映する。

### 5 業務内容

#### (1) 動画制作

広く一般の求職者が、山口県職員の職務内容、やりがい、勤務環境等について理解を深め、関心が高まるよう、シナリオや演出、映像などを工夫した動画とすること。

項目	内容
制作数	8件(制作テーマごとに2種類の動画を制作)
制作テーマ	山口県職員の以下の職種の紹介 ①土木職、②建築職、③農業土木職、④林業職 ※①②③④の職種は、変更となる場合がある。
映像の種類	制作テーマ（各職種）ごとに以下の2種類の動画を制作 ①ロング動画(45秒～1分以内) …各職種への理解が深まり、視聴者の興味や関心を引く動画とすること。 ②ショート動画(15～30秒程度) …①の内容をコンパクトかつ分かりやすくまとめた動画とすること。 ※②は①のダイジェスト版の位置づけであり、①を制作するために撮影した撮れ高を流用することにより。
映像の規格	MP4形式、アスペクト比9:16（縦長）、フルHD

制作の流れ	<p>①シナリオ・絵コンテ等の作成 委託者との打合せを基に、動画制作の骨子となるシナリオ等を作成。</p> <p>②動画の撮影・編集・校正 ①を基に動画の撮影及び編集を行い、完成版納品日の1ヶ月前を目安に試写用映像を提出。※校正は3回程度を想定。</p> <p>③完成版動画の納品 ②の訂正及び変更等を行い、完成版動画を納品。</p>
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成。
納期	令和7年10月31日

#### 【制作における留意点】

- ・撮影前に、委託者とシナリオなどについて事前協議を行うこと。また、シナリオなどの校正は、撮影まで随時行うものとする。
- ・制作テーマごとに1人の山口県職員を出演させる。なお、職員の人選は委託者が行うものとし、取材日程の調整及び動画撮影は受託者が行うものとする。
- ・制作テーマごとに、各職種の特徴を分かりやすく紹介し、働き方がイメージできる内容とし、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画とする。また、表現手法については実写やイラスト、アニメーション等のいずれでも可とする。
- ・無人航空機（ドローン）を使用する場合は、飛行許可等の撮影に必要な手続きは受託者で行うものとする。
- ・山口県職員を除くキャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画は掲載期間を定めずインターネット上（SNS、ホームページ、YouTube ショート）での動画再生（ストリーミング）を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けるものとする。

#### （2）成果物の納品方法

制作した動画を複製し、インターネット上（SNS、ホームページ、YouTube ショート）に掲載可能なデータへ変換した上で、USBやSDメモリーカードなどの電子媒体で2部納品すること。

## 6 委託条件

### （1）著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

### （2）権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

### (3) 映像出演者の了承

- ・ SNS や山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。ただし、出演する山口県職員了承は委託者において得る。

### (4) その他

- ・ 業務内容、データ内容その他この契約を履行する上で知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ・ 業務履行に当たり、個人情報の取扱いについては、関係法令に基づき適切に取り扱うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書を変更する必要性が生じた事項については、委託者と受託者の協議により決定する。
- ・ 成果物に誤りや不備等が発見された場合には、委託期間終了後であっても、受託者の責任において無償で訂正するものとする。
- ・ 本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。